

漢代の家族とその労働

——夫耕婦績について——

上田 早苗

【要約】 「夫耕婦績」は、太古以来の社会通念であつて、とくに儒家独自の思想と言う訳ではなかつた。しかし、漢代に至り、儒家の進出とともに、この「夫耕婦績」の理念が押し進められ、社会の末端にまで浸透するようになる。「夫耕婦績」の通念を儀式化したのが、文帝の治世より始まる「藉田親桑」の儀礼である。皇帝が藉田の儀礼を、皇后が親桑の儀礼を執行し、天下の夫婦男女に対して労働の在り方を示そうとしたのである。つまり、家族内部では、性別による分業がおこなわれ、男が耕作を、女が採桑、養蚕、紡績、機織及び裁縫など一連の仕事を分担する。漢代にあつては、女性労働にもとづく布帛の類が正規の課税として徴収されたか、あるいは布帛を以てて租税に代えたとする事例は見当らない。魏晉以降の税制は、この「男耕女績」をふまえて成立しており、理念としては夫（男）から租を、婦（女）からは調を徴収することを意味し、夫婦の労働によって完結する。

史林 六二巻三号 一九七九年五月

はじめに

漢代の家族に関しては、その型態をめぐって宇都宮清吉氏と守屋美都雄氏との間に論争がおこなわれ、決着を見ないまま今日に及んでいる^①。旧来の論争はいつしか三族制家族がはたして普遍的に存在したか否かという問題に限定され、家族と国家との関係はおろそかにされてきた。秦漢帝国を成立させる原理をどのように把握するかはいまなお解決されるべき課題であるが、それにはまず家族とこれに対極する国家^②皇帝権力との相互の関わりが明らかにされなければならない。

谷川道雄氏の言う「自律的世界（Ⅰ家族）」と「政治的世界（Ⅱ国家）」との二つの分化した世界はいったいどのような原理によって整合され、国家の支配体制の内に統一され得るのか。小稿はかかる課題に対してとりわけ家族内部の労働の在り方乃至分業という観点より検討を加え、国家権力がいかなる方式によって家族を内包することを意図したかを考察せんとするものである。当時の社会にあって家族を構成する夫婦乃至男女における労働の型態あるいは在り方はどのように観念されていたか。またそれが実際にいかなる形式によって具現されたかを示したい。家族に関する史料はすでに多く紹介されているが、儀礼に関する記事は難解であることも手伝って、ほとんど利用されていない。小稿ではとくに漢代に成立した藉田親蚕の儀礼を取り上げ、その意味するところを探ってみた。この儀礼は農耕儀礼として興味深いことは勿論、三老五更の儀礼とともに当時の家族生活の在り方を象徴的にあらわすものとしてきわめて貴重である。

① 漢代における家族及び郷里に関する諸氏の研究については、東晋次「漢代における家族と郷里―宇都宮清吉氏の漢代家族・郷里社会論をめぐって―」（『名古屋大学東洋史研究報告』四）においてよく整理されている。

② 谷川道雄「中国における中世―六朝・隋唐社会と共同体」（『中国中世社会と共同体』所収）。尾形勇氏はこの課題につき一連の研究を発表されている。氏によると、「私家」の広汎な存在を前提にして、漢家という国家はこれらの個々の「私家」と次元を異にする、各々の「家」が止揚された「君臣関係」を基軸にして成立するとしている（『漢家』の意義と構造―中国古代における家父長制的秩序と国家秩序―）、『山梨大学教育学部紀要』五）。また「天下一家」の文言を「家」内秩序を国家にまで拡大した表現と理解し、それを以って「国家秩

序」の性格を忖度することは妥当でないとする（『漢代における『天下一家』について』、『榎博士還暦記念東洋史論叢』所収。氏の研究は、文言の解釈にとどまっているが、今後は「漢家」の支配機構及び支配体制そのものの実体を明らかにすることが期待される。私見を述べると、漢朝にあっては、漢家Ⅱ国家と劉氏Ⅱ私家とが明確に分化していたとは思われない。たとえば、九卿のうち五卿（光祿勳、衛尉、大僕、宗正、少府）までは皇家の私的な生活に関する業務をつかさどる機関である。漢朝は公私の区分がいまなお分化していない段階であり、唐代のごとく三省六部のすべてが国家全体に関わる行政を担当し、皇帝の私的な生活に関する業務は、この三省六部以外に機関が設けられている状況と峻別せねばならないであろう。

一 家族に対する法家と儒家の見解

戦国時代には小宗的血族集団が解体し、すでに三族制家族が出現したとされている。この家族を法家としては可能な限り分割することを志向する。家族を以て君主権力の貫徹を阻む私的秩序と見なし、このためにその細分化を計るのである。法家刑名の徒たる商鞅が断行した第一次変法のうちには父の存命中における世帯分離を奨励する分異の条項がある。また第二次変法の際には、さらにこれを徹底させ父子兄弟が同一戸内に同居することすら禁止している。このように法家の学説を採用した嬴秦が政策として世帯分離を奨励さらには強制するのは当然の成り行きと言えよう。ところで、当時の社会にあって家族が普遍的に存在したと国家権力がこの家族を支配の単位としてこれを掌握するか否かは全く別の問題である。従来の研究はややもすればこの両者を混同して立論された嫌いがある。秦漢帝国における算賦（人頭税）の徴収という税制の面に限って言えば、あたかも国家権力は個別人頭支配体制をめざしたと言えるかもしれない。算賦は年齢や性別による税額の多寡はなんら考慮されてはおらず、家族を構成する父母、夫婦、兄弟姉妹たちはバラバラに分離され、個別に男または女として一律に徴収されるのである。かくのごとき算賦徴収の型態は皇帝権力が自律的秩序を維持する家族あるいはその延長としての宗族さらには郷里を媒介とせず、直接個人を掌握せんとする意図を示すが如くである。ところで、算賦徴収の型態はどうであれ、個人は現実には家族あるいは宗族さらには郷里の一員として生活していることは自明である。もし家族から重罪人を出せば、刑罰は本人一人にとどまらず、三族誅とて最小限でも父母妻子同産までも連坐し、処罰の対象とされる。三族刑が頻繁におこなわれたという事実は、一面では家族から独立した個人がいまなお析出していないことをあらわしているのであろう。

皇帝による一元的支配をめざす始皇帝がその障害となる家族の存在さえ容認しないのはいうまでもない。天下を統一する嬴秦には王と対をなす後の他に、夫人・美人などの称号が存在した^①。秦王政が海内を統一したあと、臣下の意見に従い

皇帝という称号をあらたに制定する。ところで皇帝という用語を制定したが、これとつれあう皇后という称号はなく、またその觀念も見出すことができない。皇后の並立がなかったから、従って皇帝と皇后との合葬ということも起り得ない。臨潼に築造された巨大な陵墓には始皇帝一人のみが埋葬されている。二世皇帝胡亥の生母は知られていないが、おそらく多数に及ぶ宮人のうちの一人であったと想像される。二世皇帝の場合にも立後の事実を認めることも出来ないし、ついで即位した子嬰の場合も事情は同じである。

皇后の称号は漢代に至ってはじめて成立した。高祖劉邦の皇后は呂雉であり、高祖の死後、女主として漢朝の実権を掌握した。彼女は帝都長安の南、渭水の北に位置する長陵に高祖劉邦とともに合葬された^②。これ以後、漢朝は皇帝と皇后との合葬が慣例となる。最近、河北省滿城西郊外の陵山において二基の漢墓が発掘されたが、これは中山靖王劉勝(景帝の子、武帝の兄)とその妻竇綰の合葬墓であり、当時の上流社会において合葬がおこなわれていたことが窺える。ただし、合葬といっても同一の墓室内に二棺を並べるのではなく、この場合は同一の陵山に合葬されているが、墓室は各々別々に築かれている。陵山は南北に走る石灰岩の丘陵で、高さは約二百米。この石灰岩をうがって二つの墓室が設けられている。二墓は南北に並び、南側に劉勝の墓室、北側に竇綰の墓室が築かれ、その間の距離は約百米とある。墓の入口は東に向いており、陵山の山頂附近に位置していると報告されている^④。

法家は家族さえも引き裂き、皇帝権力の貫徹を計ろうとするのに対して、儒家の考えはこれとは全く正反対の立場を取る。儒家は家族という血縁にもとづく自律秩序を積極的に活用し、これを累積して社会全体の秩序の維持をはかろうとする。儒家は家族を最少の生活単位として設定し、まず家族の健全なる育成と確保とを主眼とする。それ故に人口の絶対多数を占める庶民はその家族を維持するために農業生産にいそしみ、護身と節用につとめ、以て父母に孝養を尽くすべきである。それが庶人の孝道であると説くのである^⑤。そしてかくのごとき庶人の家庭を維持するための物質的基盤として百畝の耕地と数畝の宅地などを保証してやる訳である。孟子の言う井田法にあっては、各家に百畝ずつ耕地を与えるほか、公

田百畝のうち二十畝は、廬舎、井戸、居宅、園圃として利用され、一家当り二畝半ずつ支給するとする（後漢趙岐『孟子』注）。趙岐の註釈は全く卓上のプランに過ぎないかもしれないが、庶民の家族生活を維持するために耕地以外に數畝の居宅などの用地を与えているのは注意を要する。孟子はまた「尽心」上において周の文王のときにおこなわれたとする理想的な養老の有様を述べている。その情況は、

五畝の宅、牆下に樹るに桑を以てし、匹婦これに蚕せば、則ち老者は以て帛を衣るに足る矣。五母雞・二母彘、その時を失ふ無くば、老者は以て肉を失ふ無きに足る矣。百畝の田、匹夫これを耕さば、八口の家、以て飢うる無きに足る矣。

とある。ここでは宅地は五畝とされ、牆下に蚕の飼料となる桑木を植える。匹婦が養蚕に勤めれば、老人は帛を身にまとうことができ、寒凍の憂いはなくなると言う。主食の穀物を收穫する百畝の土地の耕作とともに、衣服の生産に欠くことの出来ない桑の栽培を取り上げている。しかも、匹夫(男性)が耕作、匹婦(女性)が養蚕という具合に家族内部にあって性別による分業がおこなわれていることは、きわめて注目に値する。

- ① たとえば「武王取魏女為后。無子。立異母弟、是為昭襄王。昭襄母、楚人、姓華氏、号宣太后」(『史記』卷五、秦本紀)などである。また、王と后との合葬がおこなわれた事例としては、「昭襄王」五十六年秋、昭襄王卒。子孝文王立。尊唐八子為唐太后、而合其葬於先王」(『史記』卷五、秦本紀)とある。『漢書』卷九七上、外戚伝上には、「漢興、因秦之称号、帝母称皇太后、祖母称太皇太后、適称皇后、妾皆称夫人」とあり、皇后の称号も秦制より繼承したとしているが、始皇以後の立后の事実には知らない。
- ② ただし、合葬といっても同一の墓室に二棺を並べて葬るのではなく、陵山をそれぞれ別々に築造している。『史記』卷四十九、外戚世家に、「高后崩、合葬長陵」とあり、集解は「関中記曰、高祖陵在西、呂后陵在东。漢帝后同塋則為合葬、不合陵也。諸陵皆如此」とする。
- ③ 『三輔黄圖』には、「呂后陵、在高祖陵東」とある。また、長陵の規模及び構造については、「長陵山東西広一百二十步、高十三丈。長陵城周七里百八十步。因為殿垣。門四出。及使殿掖庭諸宮寺、皆在中」と記している。
- ④ 前漢時代にあつては、武帝の場合は皇后との合葬がおこなわれなかった。これは陳皇后、衛皇后(衛子夫)の二后がいずれも大逆無道の事件に連坐したための措置であると推測される。また、前漢末期の哀帝と平帝の二帝については、合葬がなされたか否かは不詳である。上述の三帝以外については皇后との合葬がおこなわれたことが確認できる。惠帝(安陵)は張皇后と、文帝(霸陵)は竇皇后と、景帝(陽陵)は薄皇后と、昭帝(平陵)は上官皇后と、宣帝(杜陵)は王皇后と、元帝(渭陵)は王皇后と、成帝(延陵)は傅皇后と合葬されてい

る。

④ 中国科学院考古研究所滿城漢墓隊「滿城漢墓發掘紀要」(『考古』一九七二—)

⑤ 宇都宮清吉「孝経庶人章によせて」(『東洋史研究』十七—四、『中國古代中世史研究』所収)

⑥ 後漢趙岐『孟子』注は、

方一里者、九百畝之地也。地为一井。八家各私得百畝、同共養其公田之苗稼。公田八十畝、其余二十畝、以為廩井宅園圃、家二畝半也。先公後私、遂及我私之義也。
としている。

二 社会通念としての男耕女績

孟子は精神労働と肉体労働との分業を認め、君主をはじめ精神労働に従事するものは支配者となり、一方、肉体労働に従事するものすなわち庶民は被支配者層を構成し、精神労働に従事するものを養うとしている。この孟子の考え方はすぐれて封建的なイデオロギーであり、その後の中国社会における政治理念をなすものである。

さて、庶民が従事せねばならない肉体労働とは他ならぬ農業であり、戦国時代に成立したとされる『孝経』によると、
子曰く、天の道を用ひ、地の利を分ち、身を謹み節用し、以て父母を養ふ。此れ庶人の孝なり(『庶人章』)

と表現されている如く、庶人は春夏秋冬の天時に随ひ、春には播種、夏には耘苗、秋には穫刈、冬には貯蔵をおこなう。また庶人は地形(すなわち土質や高低)を見定めて、それに適した作物を選んで栽培する。そして、ひたすら謹身と節約につとめ、以て父母を養うとしている。このように儒家の理念を述べた『孝経』にあっては、庶民はただ農業生産にいそむること、謹身と儉約につとめることが任務であり、それが庶民の孝道と見なされていたのである。^①

庶人と家人とは等置され、同一の意味に使われる。それ故に家人が勤めるべき任務とは農業の生産である。尾形勇氏が指摘する如く官職に在る者が「免官」あるいは「去官」し、帰家して庶人となることを「帰田舎」「帰田里」のごとく表現している事例が見受けられる。この表現は中央政府にあって高官に就任していたものでも免官あるいは去官によっていったん庶人の身分に戻れば、その本来の任務である農耕に就くことを象徴的に示しているであろう。

女性労働にもとづく紡績は、中国社会にあってはすでに約四千年前の原始社会末期（新石器時代末期）におこなわれていたことが判明しつつある。黄河上流の青海省楽都県において共同墓地が発掘調査され、その数は一千基にも及ぶ。男性の副葬品には磨製の石斧、石鏃（石製のちょうな）、石凿（石製ののみ）などがあり、女性については陶質の紡車があげられる^③。この青海一帯は甘肅とともに彩陶文化の地としてよく知られている。男性の場合、磨製の石斧、石鏃及び石凿の存在のみでは、男性が農耕に従事していたとは言いが、女性については何ら異存はなく、女性が紡車を用いて紡績をおこなっていたことを示している。このように考古学的にはすでに新石器時代末期において女性労働による紡績がなされていたことが確認されるが、典籍に徴すると、『詩経』大雅・瞻卬に「婦に公事なく、その蚕織を休む」とあり、養蚕と紡績とが女性の仕事とされている。

男耕女績は史書に散見し、種々に表現されている。たとえば、先に掲げた『孟子』尽心上では、文主の治世に「匹婦蚕之」「匹夫耕之」の性別による分業がなされ、この匹夫匹婦の分業を基礎として理想的に養老がおこなわれていたとする。男耕女績は太古以来の社会通念であり、もともと儒家固有の思想ではなかったことは言うまでもない。始皇が碣石門において刻ませた銘文の一節に、黔首（庶民）の風俗のことに触れ、

地勢既に定まる。黎庶、繇せらるることなく、天下威み撫なず。男はその疇を樂しみ、女はその業を修む。事に各おの序あり（『史記』卷六、秦始皇紀三十二年之条）

とあり、法家の所説を政治理念として採用した嬴秦にあってもこの男耕女績が社会通念としてあらわされている。また、漢初における思想の主流は道家黄老ではあるが、新出の黄老関係の文献である『経法』道法第一に「万民の恒事、男農女工」と見えている^⑤。

「男耕女績」は元来にも儒家独自の思想というのではなく、いわば社会通念とみなすべきものであった。しかし、漢代の儒家がこの社会通念を巧みに自己の思想体系のうちに導入し、あたかも儒家本来の思想と見なされる迄に至った。昭

帝の始元六年に開催された塩鉄の是非をめぐる論争にあっては、儒家の立場から発言する文学の見解として、夫れ男耕女績は、天下の大業なり。故に古者地を分ちて之に処り、田畝を制して之を事とす（『園池』第十三）とする。後漢時代に至ると儒家の思想が社会の末端にまで浸透するにもなつて女性の側からも紡績を以て女性の勤めるべき仕事として強く意識されるようになる。班固の妹にあたる班昭が著わした「女誡」に、

婦行第四。女に四行あり、一に婦徳と曰ひ、二に婦言と曰ひ、三に婦容と曰ひ、四に婦功と曰ふ。（中略）心を紡績に専らにし、戯笑を好まず。酒食を潔斎し、以て賓客に奉ず。是れ婦功と謂ふ（『後漢書』列伝第七四、列女、扶風曹世叔妻）

とあり、紡績に専念することを婦功すなわち女性としての仕事として掲げている。上流の社会にあってても、紡績を以て女性の任務とする観念はしだいに定着し、たとえば和帝の皇后鄧綏が年少の頃に女工を習得したことは、

志は典籍に在りて、居家の事を問はず。母は常に之を非りて曰く、汝、女工を習ひて以て衣服を供せずして、乃ち更に学に務む。寧んぞ当に博士に準らるべけんや、と。后は母の言に違ふを重り、昼は婦業を修め、暮に經典を誦ふ。家人は号して諸生と曰ふ（『後漢書』卷十、皇后紀）

と見えている。このように男耕女績は上古より社会通念として存在していたが、とりわけ漢代以降にあって儒家の進出とともに強く意識されるようになった。次にこの男耕女績を儀礼化した藉田親桑を検討してみたい。

① 宇都宮前掲論文参照。

② 尾形勇「漢代における『家人』と君臣関係」（『史学雑誌』八三一）参照。漢代にあって「家」を構成するものは「家人」と呼ばれた。尾形氏は「官・公」と「家」との関係を分析している。

③ 青海省文物管理処考古隊・中国科学院考古研究所青海隊「青海楽都柳湾原始社会墓地反映出的主要问题」（『考古』一九七六一六）

④ 拙稿「漢初における長者——『史記』にあらわれた理想の人間像——」（『史林』五五—三）参照。

⑤ 馬王堆漢墓帛書整理小組編「長沙馬王堆漢墓出土『老子』乙本卷前古佚書釈文」（『文物』一九七四—十）、《馬王堆漢墓帛書》整理小組編『老子』乙本及卷前古佚書」（『馬王堆漢墓帛書』之七）、馬王堆漢墓帛書整理小組編『馬王堆漢墓帛書』經法』参照。

以下に参考のため男耕女績を表現した記事を掲げておく。
（一）吳既赦越、越王句踐反國、乃苦身焦思、置胆於坐、坐臥即仰胆、飲食亦嘗胆也。曰、女忘会稽之恥邪。身自耕作、夫人自織、食不加肉、衣不重采、折節下賢人、厚遇賓客、振貧弔死、与百姓同其

勞（『史記』卷四一、越王句踐世家）

（二） 男子疾耕，不足於糧饌，女子紡績，不足於帷幕（『史記』卷一二二、主父假伝）

（三） 当是之時，男子疾耕，不足於糶糶，女子紡績，不足於蓋形（『史記』卷一一八、淮南厲王安伝）

（四） 至於始皇，遂并天下，内興功作，外攘夷狄，收秦半之賦，発閭左之戍。男子力耕，不足糶饌，女子紡績，不足衣服（『漢書』卷二四上、食貨志四上）

（五） 古之人曰、一夫不耕，或受之飢、一女不織，或受之寒（『漢書』卷二四上、食貨志四上）

（六） 且兩雄不俱立，楚漢久相持不決。百姓騷動，海内搖蕩。農夫積粟，紅女下機。天下之心，未有所定也（『漢書』卷四三、酈食其伝）

（七） 男子不得耕稼種樹，婦人不得紡績織紵（『漢書』六四上、敞助伝）

（八） 於是聖上觀万方之欲娛，又沐浴乎膏沢，懼其侈心之將萌，而怠於東作也。乃申旧章，下明詔，命有司，班憲度，昭節儉，示太

三 藉田親蚕の儀礼

藉田親蚕の儀礼において皇帝と皇后とが一对の夫婦として機能している。この儀礼は、男耕女績の社会通念にのっとり、天下に夫婦男女における労働の在り方を示そうとするものである。文帝の治世にこの儀礼が整備され、以後後世まで引き継がれた。この儀式を提案したのは、賈誼であるとされている。かれは即位してまもない文帝に対して農業こそ国家の根本とすべきことを上奏した。文帝はこれを承けて翌二年正月に文帝自ら藉田の儀礼を執り行なう旨詔を下している。すなわち、

素。去後宮之麗飾，損乘輿之服御，抑工商之淫業，興農桑之盛務，

遂令海内弃末而反本，背偽而掃真。女脩織紵，男務耕耘，器用陶匏，服尚素玄，恥織麗而不服，賤奇麗而不珍，捐金於山，沈珠於淵（班固「東都賦」）

（九） 今西州辺鄙，土地墾殖，鞍馬為居，射獵為業。男寡耕稼之利，女多機杼之饑，守塞候望，懸命鋒鏑，聞急長驅，去不圖反（『後漢書』列伝四一、陳龜伝）

また、最近若干の壁画や磚壁画が発見されているが、和林格爾後漢墓壁画（内蒙古自治区和林格爾）のうち「莊園圖」には、桑樹を取り囲むようにして四人の採桑する女性が描写されている。さらに、嘉峪関魏晉墓磚壁画（甘肅省嘉峪関新城）にも桑の葉を摘んでいる女性を描いた磚壁画が数点紹介されている。内蒙古文物工作隊、内蒙古博物館「和林格爾發現一座重要的東漢壁画墓」（『文物』一九七四—一）、吳榮會「和林格爾漢墓壁画中反映的東漢社会生活」（『文物』一九七四—一）、嘉峪関市文物清理小組「嘉峪関漢画像磚墓」（『文物』一九七二—一二）、甘肅省博物館、嘉峪関市文物保管所「嘉峪関魏晉墓室壁画的題材和艺术價值」（『文物』一九七四—一九）、『漢唐壁画』参照。

〔文帝二年〕春正月丁亥、詔して曰く、夫れ農は天下の本なり。其れ藉田を開き、朕親ら耕を率ゐ、以て宗廟の稔盛に給せん。……と〔漢書〕卷四、文帝紀

とある。藉田は藉田あるいは帝藉、東耕、親耕、王藉などとも呼ばれる。「藉」あるいは「籍」の語義に關しては種々の見解がある。応劭によると、「古者、天子耕藉田千畝、為天下先、藉者帝王典籍之常」とあり、藉を以て帝王が示す模範と解釈する。鄭玄の『礼記』注及び韋昭の説は「藉」を「借」とする。すなわち天子がまず耕具をもって親耕するが、その余は民力を借りて経営し、その收穫を宗廟に供えろと解釈する。あるいはまた、臣瓚の説では「踏」とする。すなわち天子親らが田地を踏み耕すと解釈する。藉田の本来の意味はどうであれ、ともかく藉田の儀礼は勸農政策の一環として天子が率先して田地を親耕し、天下の男子をして農耕に勤しむようにするのが目的であることは言を俟たない。

藉田の親耕が皇帝の責務であるのに対して、皇后は親蚕の儀礼を受け持つ。親蚕は親桑とも呼ばれる。文帝の十三年に皇帝と皇后とが各々分担する藉田と親蚕との儀式が整備された。

十三年春二月甲寅、詔して曰く、朕親ら天下の農耕を率ゐて以て稔盛に供し、皇后は親ら桑して以て祭服に奉ず。其れ礼儀を具へよ、と〔漢書〕卷四、文帝紀

とある。景帝もこの儀礼の趣旨を充分に理解し、藉田親蚕の儀礼を継承した。景帝後二年の詔に、

雕文刻鏤は農事を傷ふ者なり。錦繡纂組は女紅を害ふ者なり。農事傷ふは則ち飢の本なり。女紅害ふは則ち寒の原なり。夫れ飢と寒と並びに至りて能く非を為す亡き者は寡し矣。朕親ら耕し、后親ら桑し、以て宗廟の稔盛祭服に奉ず。天下の先為り。(中略) 天下の農蚕に務め、素より蓄積あり、以て災害に備へんと欲す〔漢書〕卷五、景帝紀)

とあり、皇帝と皇后とが天下に率先して親耕親桑をおこない、天下の男女に農桑に務むべきことを教導するとしている。次に藉田及び親桑の儀礼が具体的にどのようなように執行されたかを検討してみたい。まず、藉田の儀礼を取り上げる。

(一) 藉田の儀礼

藉田の儀礼は、正月・二月・三月のうちのいずれかの月におこなわれた。三春は万物が再生する季節であり、畦切り、田鋤ぎ、田ならし、畝づくりなど農事に取り掛かる時期である。『礼記』月令^①、『呂氏春秋』^②においても藉田の儀礼を孟春（正月）の行事にあてているのはうなづける。また、この儀礼が執り行なわれる場所は、前漢時代にあつては、斉国の鉅定（現在の山東省寿光県、武帝征和四年三月）、未央宮鉤盾署の弄田（昭帝始元元年二月）、上林苑（昭帝始元六年正月）など、後漢時代にあつては、下邳（現在の江蘇省邳県、明帝永平十五年二月）、懷（章帝元和三年正月）などが選ばれ、式場はかならずしも一定していなかった。帝都の長安あるいは洛陽においてのみ執行されるのではなく、わざわざ山東地方に行幸していることが注意される。これが五行思想にもとづく処置であることはいままでもない。五行思想にあつては、人々が農耕に取り掛かる三春を東方に配置している。従つて藉田の行事も首都の東方にあたる地域が適宜設定されたのである。この儀礼があるいは東耕と呼ばれたり、あるいは天子が青づくめのいでたちで執行するもののためである^③。

以下にこの儀礼の次第を述べたい。衛宏『漢旧儀』^④に、

春始に藉田に東耕す。官は先農を祠る。先農とは即ち神農炎帝なり。祠るに一太牢を以てす。

とあり、まず儀礼に先立つて先農を祠る。先農というのは、木を削つて耒耜を製作し、人民に耕作の法を教えたとされる神農炎帝である。先農の祭祠には犠牲に一太牢をもちいる。つづいて、

百官皆な従ふ。皇帝親ら耒耜を執りて耕す。天子は三たび堆^⑤こす。三公は五たび、孤卿は十たび、大夫は十二たび、士と庶人とは畝を終ふ。

とあり、儀礼の主役をつとめる天子は藉田に進み、皇帝親ら耒耜（すき）を手に執り、鋤き起こす所作をおこなう。天子が最初に三堆する。「堆」は『礼記』月令の鄭玄注では「伐也」としている。三堆とは三回にわたつて田土を鋤き起こすことである。ついで、三公が五回、孤卿が十回、大夫が十二回ずつ鋤き起こしをおこなう。最後に多数の士と庶人とが手に

手に耒耜を持ち、藉田千畝の鋤き起こしをすべて終了するとある。儀礼のあとに、

大いに三輔二百里の孝悌・力田・三老に布帛百段万斛を賜ふ。^⑥

とあり、三輔二百里以内に居住する孝悌・力田・三老を対象に布帛及び種々の穀物が賜与されたとある。しかし、これは、藉田の儀礼がとくに帝都及び帝都周辺において執り行なわれる場合であり、この賜与が慣例であったとは思われない。後漢の明帝永平十三年二月におこなわれた藉田の儀礼の際には、儀礼のあと「參觀者に食を賜った」としか記されていない。それはさておき、藉田からの収穫は、大司農が管轄する藉田倉に貯蔵され、天地宗廟群神の祭祠に黍盛として供えられたのである。以上、衛宏『漢旧儀』の記事に従って藉田の儀礼の式次を述べた。

応劭『漢官儀』は、衛宏『漢旧儀』とやや異なる。後漢時代に至って多少の変更が加えられたのであろう。応劭『漢官儀』にもとづいて儀礼の次第を述べる。『太平御覽』卷五百三十七所引応劭『漢官儀』に、^⑦

天子東耕の日、「親ら」三公九卿を率ゐ、青幘を戴き、青衣を冠し、青旂を載せ、蒼龍に駕る。「公卿以下、車駕常法の如し」。往きて種堂を出づ。天子壇に升る。「上空際なし」。公卿耕し訖はり、畜夫種を下す。天子壇に耕し、耒を挙ぐるここと三たびのみ。

とある。儀礼をつかさどる天子は三公九卿を引き連れ、青一色の出で立ちで式場に向う。すなわち青い頭巾をかぶり、青衣を身につけ、青い旗を立て、青龍に乗る。このような青づくめの装束は、五行思想にもとづくことはいままでもない。五行思想にあつては五色のうち青を春にあてているからである。しかし、公卿以下は普段乗用する車駕を使用し、この儀礼のためにとくに車駕を改めることはない。さて、天子は種堂に進み、ついでさがる。次に天子は設えた壇の上に升る。公卿が耕し、終えるところなどは畜夫が種を播く。次に天子が壇において耕す所作をおこなう。耒を手執り、三回持ち上げるだけであるとしている。『漢官儀』では、畜夫が下種するとあるが、『統漢書』礼儀志では力田がこれをつかさどることになっている。すなわち、

正月の始耕。昼漏上水に初めて「亨」納す。執事は先農を祠らんことを告ぐ。巳に享す。耕時、有司は請ひて事を行なふ。耕位に就

き、天子、三公、九卿、諸侯、百官は次を以て耕す。力田は種まき各々、糞し訖はり、有司は事の畢はるを告ぐ。と記されている。

（二）親蚕の儀礼

皇帝が藉田の儀礼を執り行なうのに対して、皇后は親蚕を受け持つ。親蚕は親桑とも呼ばれる。親蚕の儀礼とは、皇后が三春に親ら採桑及び養蚕の模擬行為をおこなって、内人及び公卿諸侯の妻妾に示す儀礼である。この儀式が執行される時期は、『周礼』と『呂氏春秋』は仲春（二月）、『礼記』月令は季春（三月）とする。

この儀礼の次第は、衛宏『漢旧儀』、丁孚『漢儀』及び『続漢書』礼儀志などに記載されているが、各々の間に多少異同が認められる。このうち衛宏『漢旧儀』の記事がもっとも詳しく、かつ具体的である。この衛宏『漢旧儀』を中心にして儀礼の次第を述べることとする。この儀礼が執り行なわれるのは、仲春より季春に至る時期であるが、これは蚕の飼料となる桑の葉の生育に合わせていることは言うまでもない。皇后は宮中を出て式場が設営されている苑中に赴く。皇后は青づくめの衣装を身にまとい、内人及び公卿諸侯の妻妾を随行させる。『続漢書』輿服志には、

皇后の謁廟の服は、上を紺にし下を卑にす。蚕には上を青にし下を縹にす。皆な深衣の制、領袖を隠しよせ縁に緜を以てす。

とあり、皇后は上は青、下は縹（はなだ色）のひとえを着るとし、また公卿諸侯の夫人については「蚕を助ける者は、上下を縹絹にす」とあり、上下とも縹色のひとえを用いるとする。^⑩このように皇后は、皇帝による親耕と同様に五行思想にもとづき東方を象徴する青づくめの装束となるのであるが、しかし式場については必ずしも東方とは限らない。『白虎通』耕桑に、

祭儀に曰く、天子は三たび堆たかこし、三公は五たび堆こし、卿、大夫、士は七たび堆こし、東郊に耕す、と。何ぞや。東方は少陽、農事始めて起くる。西郊に桑するは、西方は少陰、女功の成る所なり。故に『礼記』曾子問に曰く、天子は東田に耕し、三たびこれ

を反す、と。『周官』に曰く、后の親桑は、外内の婦を率^{ひきま}る、北郊に蚕す、と。

とあり、親耕の東方に対して親桑の場所を西方に設定する解釈があり、また『周礼』天官、内宰^①では、婦人が純陰なるを以て北郊としている。

丁孚『漢儀』には式場に赴く車馬行列の有様を記している。それによると、皇后は羽蓋を青くした鸞輅に乗り、駟馬に引かせ、龍旂を幾本も吹き流すとある。大將軍の妻が陪乗し、太僕の妻が御者の役を勤めるのをはじめ、公卿、五宮校尉、司隸校尉及び河南尹の妻は、いずれも各々官車に乗り、夫の官綬を帯び、その官属を従えて、皇后に随行する。洛陽令が引導し、虎賁騎や羽林騎など幾多の兵士に護衛された行列は厳かに進む。

さて、皇后以下公卿諸侯の夫人が式場に到着すると、皇后は苑中において手ずから桑の葉を摘む。丁孚『漢儀』では親桑の場所を蚕宮としている。皇后による採桑のあと「蚕室にて蚕を千薄に養ひ以て上ぶ」とあり、蚕室において蚕を薄に養う所作をおこなう。薄とは繭を結ばせるための巢のことであり、ここでわざわざ千薄としているのは、天子が執り行なう藉田千畝に整合させるためである。ついで、丁孚『漢儀』に「手ずから三たび繭館に益^{ひた}す」とあり、皇后が三回にわたって繭を水に浸し手ずからこれを振って糸口を引き出すしぐさをおこなう。三盆(三滝)^②としているのも、天子三推に整合させるためであることは明らかである。かくのごとく皇后が採桑養蚕の模擬行為を演ずるかたわら、一方では中宰すなわち羊と豕とを犠牲に用いて、蚕神の苑廡婦人と寓氏公主とを祠り、当年の豊作を祈願する。この二柱の女神の謂われは明らかではない。『続漢書』礼儀志では、たんに先蚕を祠るとし、犠牲は少牢に格下げられている。

親桑親蚕の儀礼が滞りなく終わると、皇后をはじめ公卿諸侯の妻妾たちは帰還し、ついで妻妾たちは宮中の繭觀^③に参り、繭を献上するとある。このあと皇后より親桑親蚕の儀礼に参列した妻妾に対して絲が下賜される。親桑親蚕の儀礼によって得られた絲絮は少府が管轄する織室に回され、ここで天地宗廟群神五時の祭祀の折に着用する祭服に加工されるという。以上が皇后が執行する親桑親蚕の儀礼である。皇后が率先して模範を垂れ、この儀礼を通じて、採桑、養蚕、紡績、機

織及び裁縫など一連の仕事を以て女性本来の任務であることを天下の女性に示し、女性がこれに専心することを求めたのである。

- ① 是月也。天子乃以元日祈穀于上帝。乃圻元辰、天子親載耒耜、措之于參保介之御間、帥三公九卿諸侯大夫。躬耕帝藉田。天子三推、三公五推、卿諸侯九推。反執爵于大榼、三公九卿諸侯大夫皆御、命曰勞酒（『禮記』月令、孟春之月の条）
- ② 是月也。天子乃以元日祈穀于上帝。乃圻元辰、天子親載耒耜、措之于參保介之御間、率三公九卿諸侯大夫。躬耕帝藉田。天子三推、三公五推、卿諸侯大夫九推。反執爵于大榼、三公九卿諸侯大夫皆御、命曰勞酒（『呂氏春秋』卷一、孟春紀）
- ③ 王莽の場合は、巡狩の礼のうち東巡の際にこの耕作の儀礼を執行している。『漢書』卷九九中、王莽伝中に、
天鳳元年正月、赦天下。（王）莽曰、予以二月建寅之節行巡狩之礼、太官齎糒乾肉、内者行張坐臥、所過毋得有所給。予之東巡、必躬載耒、每原則耕、以勸東作。
とする。
- ④ 衛宏『漢旧儀』は、『後漢書』卷二、明帝紀永平四年之条李賢注、『統漢書』禮儀志劉昭補注、『北堂書鈔』卷九一、禮儀部十二、藉田二八、『太平御覽』卷五三二、禮儀部十一、先農などに引用されている。諸本に多少の異同がある。ここに掲げる衛宏『漢旧儀』は『統漢書』禮儀志補注所引。なお、逸文は孫星衍『漢官六種』に轉められている。
- ⑤ 『後漢書』明帝紀永平四年之条注所引。
- ⑥ 『統漢書』禮儀志補注、『北堂書鈔』卷九一、『太平御覽』卷五三二所引。
- ⑦ 応劭『漢官儀』は、『文選』卷七、潘岳『藉田賦』李善注、『芸文類聚』卷三九、禮部中、籍田、『北堂書鈔』卷九一、禮儀部十二、藉田二八、『初學記』卷十四、禮部下、籍田一、『太平御覽』卷五三七、禮儀部十六、籍田などに引用されている。なお、逸文は孫星衍『漢官六種』に轉められている。ここに掲げる応劭『漢官儀』は『太平御覽』所引を本にし、一部は他本所引で補った。（一）内は補足の部分。
- ⑧ 中春、詔后帥外内命婦、始蚕于北郊、以為祭服。歲終則会内人之稽食、稽其功事。佐后而受獻功者、比其小大与其臚良而賞罰之（『周礼』天官冢宰、内宰之条）
- ⑨ 是月也。（中略）后妃斋戒、親東鄉躬桑、禁婦女無觀、省婦使、勸蚕事。蚕事既登、分繭称絲、効功以共郊廟之服、無有敢惰（『呂氏春秋』卷三、季春紀）
- ⑩ 張末元編著『漢朝服裝圖樣資料』に皇后が着用する蚕服の考証と図とが載せられている。
- ⑪ 『周礼』天官冢宰、内宰に「中春、詔后帥外内命婦、始蚕于北郊、以為祭服」とあり、鄭玄注は「至于北郊、婦人以純陰為尊。郊必有公桑蚕室焉」とする。
- ⑫ 『礼記』祭儀第二四に、「及良日、夫人纁、三盆手」とあり、鄭玄注は「三盆手者、三滝也。凡纁、每滝大袷而手振之以出緒也」とし、孔穎達疏は「三盆手者、猶三滝也。手者、每滝以手振出其緒、故云三盆手」とする。
- ⑬ 『漢書』卷九八、元后伝注所引『漢官閤疏』には「上林苑有蘭館、蓋蚕繭之所也」とあり、上林苑中に蘭館があったとしている。

四 男耕女績と税制体系

男耕女績は太古以来おこなわれていたが、とりわけ女性労働に依存する布帛が国家財政に直接寄与するようになったのは前漢の武帝以降である。武帝は匈奴などの外征に要する巨額の軍費を塩鉄酒酤の専売のほか、平準均輸の施行によって捻出しようとした。平準や均輸はいかなる物資を取り扱い、またそれをいかなる方法で確保したであろうか。まず取り扱った物資については、『史記』卷三十、平準書に、

一歳の中、太倉・甘泉の倉満ち、辺に余穀・諸物あり。均輸の帛五百万匹。民は賦を益さずして用て饒かなり。

とあるごとく布帛がもっとも重要な物資であった。また、布帛の類をいかなる方法で獲得したかについては、当初は原則的には郡国に分設された均衡官が有償で買い上げたとすべきであろう。

もともと均輸が取り扱う物資は、斉や阿の織、巴や蜀の布といった地方の特産と限られていたが、均輸平準が施行されてから三十四十年を経ると、

問者郡国或いは民をして布絮を作らしむ。吏は恣に留難し、これと市を為す。吏の入るところ、独り斉・阿の織、蜀・漢の布のみ

ならず、亦た民間の為るところのみ。姦を行ひて平に売る。農民は重ねて苦められ、女工再た税せらる。未だ輸の均しきを見ざるなり
〔塩鉄論〕本議第一

とされ、郡国が領内の人民に布絮を生産させ、低廉な価格で買い上げをおこなう事態を生じた。ここに「女工再た税せらる」とあるが、この「税」とは「課税」の意味ではないが、半ば強制的に布絮が低廉な価格で買い上げられたので、民衆にとっては実質的には課税と何ら変らない程であった。

布帛はかくのごとく均輸におけるもっとも重要な物資であったばかりではなく、前漢後漢を通じて常賜あるいは救恤の

際には大量の布帛が政府から放出された。常賜とは宗室、外戚及び功臣などに対するものであり、黄金、甲第、奴婢のほかに、繪帛や衣服などが下贈された。救恤とは鰥寡、孤独、流民などに対するものであり、金銭や米粟などのほかに、布帛及び絮などが支給されている。これ以外にも、三老、高年、孝弟、力田、貞婦などに対しても褒賞として布帛が支給された。この種の布帛も均輸と同じく民間より買い上げがおこなわれたと考えるべきであろう。^②

前漢時代では、算賦、口賦、更賦、貲算などが主要な国庫の財源であったが、前漢末期以降しだいに田租の方に比重が移っていった。とはいえ、後漢時代にあっても算賦（人頭税）が税制の基本であり、依然として天下の男女より算賦が徴収された。平中岑次氏が明らかにした如く、田租は風水害、旱魃、蝗牛疫、霜などが発生した場合には、減免の措置が取られたが、算賦が免除される事例はきわめて稀である。^③

漢代の税制については、すでにおおくの論考が発表されているが、これらはおおむね衛宏『漢旧儀』の記事をよりどころとしている。最近江陵の前漢墓（景帝四年後九月）から賦税や徭役などに関する簡牘が出土した。^④この簡牘を検討してみると、『漢旧儀』の内容とはかなり様相を異にしていることが判明する。賦税や徭役などの負担を大別すると、（一）算賦、（二）徭稿、（三）徭役、（四）田租の四種となる。まず、（一）算賦について言えば、（イ）吏奉（俸）、（ロ）伝送、（ハ）給転費、（ニ）口銭、（ホ）虎（？）賍、（ヘ）繕兵が挙げられる。（イ）吏奉は、官吏の俸給に当てられるものである。きわめて高額であり、一算当り（成年男女一人に付き）、月毎に二十六銭から三十六銭、平均三十銭、一年では三百六十銭が徴収されている。（ロ）伝送と（ハ）給転費は、中央政府や郡県の官衙などへの運送に要する経費として徴収されているものの如くである。（ニ）口銭の用途は不詳である。月毎に成年男女一人に付き九銭から十銭が徴収されている。永田英正氏は、この口銭が『漢旧儀』のいわゆる算賦に該当するかもしれないとされる。^⑤一月平均十銭として一年百二十銭（旧来の一算）となるからである。『漢旧儀』の言う口銭（未成年の男女に対する人頭税）とは別種の課税と推測される。（ホ）虎（？）賍の用途は不詳である。（ヘ）繕兵は、兵器の修繕に要する費用として徴収された算賦であろう。以上が算賦の

概略であるが、その負担は過重と言うべきである。たとえば、市陽里にあっては成年男女一人当り、二月は五十三銭、三月は四十三銭、四月は五十二銭、五月は四十三銭とあり、一カ月当りほぼ五十銭が徴収されている。年間では成年男女一人当り六百銭となり、一戸当りの成年男女の数を二・五人とすれば、一戸当りの算銭の負担額は千五百銭、三人とすれば千八百銭にも及ぶ。かくのごとき多額の算銭を当時の五口百畝の標準世帯が百五十石の年収からはたして捻出することが可能であったかどうかをあらためて検討せねばならない。この点については、戸内の女性による布帛の商品生産を無視してはならない。布帛からの収入は家計の維持にすくなくならず貢献したことは疑いを容れない。また、永田英正氏が指摘する如くこの口銭がいわゆる算賦(人頭税)に該当するとするならば、漢代にあっては算賦など中央政府に上納する算銭以外に、各々の地方官衙にあっては種々の名目で算銭を徴収していることになり、このような地方の官寺が徴収する算銭を含めた租税体系を明らかにすることが今後の課題として残されている。

江陵より発見された簡牘の記載によると、(一)算銭以外に、(二)芻稿、(三)徭役及び(四)田租の負担がある。(二)芻稿とはまぐさやわらの類であり、これは軍馬の飼料として供出するのであろう。(三)徭役としては不詳である。これ以外に^⑦があり、十算(成年男女十人)ごとに一男一女が調発されているが、日数や仕事の内容については不詳である。これ以外に二戸を単位とする行があるが、これも明らかにすることは出来ぬ。(四)田租の存在に関しては、「鄭里廩簿」(A類竹簡)が手掛りとなる。鄭里の官廩より里民に対して種籾の貸与がおこなわれており、この竹簡はその貸与の quantity を記録した帳簿である。これによると、すでに山田勝芳氏が指摘するごとく田土一畝に付き一斗の貸与がなされていることが判明する^⑧。官倉から種子の貸与がおこなわれるからには、当然のこととして田租が徴収されたと考えられるが、遺憾ながら税率などについては記すところがない。またこの「鄭里廩簿」にあっては、成年は男女の性別を問わずいずれも「能田」——田土を耕作することが可能な者——として扱われることが注意される。「鄭里廩簿」における能田の総数六十九と鄭里の定算七十二とほぼ一致する。定算とは、算銭徴収の対象となる者の確定した総数の意味であり、具体的には現在居住している

成年男女の実数のことである。能田総数と定算とが近似していることは、成年の女性も能田として扱われていたことの証左である。当時にあつては、皇帝と皇后による藉田親蚕の儀礼が開始されて日も浅く、夫耕婦績の理念がいまなお制度化されていなかったと見なすべきなのであろうか。

漢代にあつては算錢を菽粟を以て代納することは公認されていたが、女性労働に依拠する布帛の類が正規の課税として徴収されたり、あるいは布帛を以て租税に代えたとする事例は現在のところ見当らない。とはいえ、後漢章帝の治世に布帛を租として徴収しようとする動きはあつた。『後漢書』列伝第三十三、朱暉伝に

是の時、穀貴くして、県官の経用は足らず、朝廷これを憂ふ。尚書張林上言すらく、穀の貴き所以は、錢の賤しきに由る故なり。民く錢を封じ、一はら布帛を取りて租と為し、以て天下の用を通ずべし。（後略）と。是において諸の尚書に詔し通議せしむ。〔朱〕暉は〔張〕林の言に抛りて施行すべからずを奏す。事は遂に寝む。

とある。穀物は豊凶により価格の変動がいちじるしいのに対して、布帛の価格は比較的安定しており、銅錢の代わり価値の尺度としてだいに注目されるようになる。

布帛は正規の課税として徴収されなかつたとはいへ、政府は種々の名目で布帛を大量に調達している。たとえば、『後漢紀』卷二十、質帝本初元年九月の条に、

今、宦官俱に用られ、水蠶害を為す。而して京師の費、前に十倍す。河内一郡、嘗て織素綺縠を調すること、纒すかに八万余匹。今は乃ち十五万匹。官に見錢なく、皆な民より出づ。

とある。当時の河内郡の戸口は、「戸十五万九千七百七十、口八十万一千五百五十八」（順帝永和五年）とあるから、八万匹の場合は一戸あたり半匹、現今の十五万匹でも一戸あたりほぼ一匹となる。もともとこの「調布」が、河内一郡全域に対して割り当てられたのか、あるいは郡内の特定の産地に限定しているのか、有償で買上げているのか、無償で取り立てているのかなどの点については不明である。^①

布帛の類が正規の課税として徴収されるのは魏晉以降である。すなわち男性労働にもとづく米粟と並んで、女性労働による布帛が税制の基本となり、ついに算銭の徴収はおこなわれなくなる。その理由としては、当時の経済状況すなわち貨幣経済の破綻があげられる。そもそも後漢時代はしだいに銅銭の流通が鈍化し、自然経済が復活してくる時期である。前漢以来の農本抑商政策により自給自足の莊園経済に移行し、銅銭は退蔵されて市場に回らなくなる。加うるに、董卓が小銭を乱造した結果、貨幣の価値を下落させ、米穀の騰貴を招いた。魏武の時、董卓の小銭を廃止して再び五銖銭を流通させたが、貨幣の絶対不足は如何ともしがたく米穀の価格が下落する。このため魏文帝はこの五銖銭をも廃止し、ついに穀帛が貨幣の代用をする。この間の経緯については、『晋書』卷二十六、食貨志に、

獻帝の初平中に及び、董卓は乃ち更めて小銭を鑄る。是に由り貨は軽くして物は貴く、穀一斛は錢數百万に至る。魏武の相と為るに至り、是において之を罷め、還た五銖を用ふ。是の時、錢を鑄らざること既に久しく、貨は本より多からず、又た更に増益するなく、故に穀の賤しきこと已むなし。黃初二年に及び、魏の文帝は五銖錢を罷め、百姓をして穀と帛とを以て市を為さしむ。

と記している。魏晉以降の税制はかかる経済情況のもとに「夫耕婦績」の社会通念をふまえて施行されたのである。魏では曹操の創業時代（建安九年九月）のこととして、「其收田租畝四升、戸出絹二匹綿二斤而已。他不得擅興發」（『魏志』卷一、武帝紀注）とある。この公令によると、田租として一畝ごとに四升、及び戸毎に絹二匹と綿二斤を徴収した旨記されている。なお、この政策は、袁氏の苛税に代って曹操が人民の負担を軽減しようとするものであって、その税額は意識的に低くしたと見なさなければならない。西晉の戸調之式にあっては、丁男に対して七十畝の耕地、丁女に対して三十畝の桑地、つまり匹夫匹婦当り百畝の土地が支給される。丁男（夫）は、耕作により租として義米三斛を負担し、丁女（婦）は養蚕により調として絹三匹と綿三斤とを負担する。すなわち、一戸百畝は、夫―男―耕作―七十畝―租―義米三斛と、これに対極する婦―女―紡績―三十畝―調―絹三匹綿三斤という構造が示される。

かくのごとく、魏晉以降の税制は「男耕女績」の社会通念にもとづいて成立した。夫婦ないし男女の各々の労働によつ

て完結する魏晉以降の税制は画期的と言える。漢代にあっては男女の区別なく一律に算賦が徴収されたが、魏晉以後課税の単位は戸牀となった。錢納の人頭税から物納の戸当課税への移行は、単なる税制上の改革にとどまらず、支配体制そのものの変質と見なさなければならぬ。さらに、時代の経過とともに給田及び課税が戸主に一括されるようになるが、これを家父長権の伸張と見なすか否かは、今後の課題と言える。

- ① この「税」は、「わりあてる（割り当てる）」「わりふる（割り振る）」の意味と解釈すべきである。
- ② 山田勝芳「後漢の大司農と少府」（『史流』十八）参照。
- ③ 平中岑次「漢代の田租と災害による其の減免」（『中国古代の田制と税法』所収）
- ④ 長江流域第二期文物考古工作人員訓練班「湖北江陵鳳凰山西漢墓簡牘報」（『文物』一九七四一六）、黃盛璋「江陵鳳凰山漢墓簡牘及其在歷史地理研究上的價值」（『文物』一九七四一六）、弘一「江陵鳳凰山十号漢墓簡牘初探」（『文物』一九七四一六）、裘錫圭「湖北江陵鳳凰山十号漢墓出土簡牘考釈」（『文物』一九七四一七）参照。邦文の紹介としては、永田英正「江陵鳳凰山十号漢墓出土の簡牘」とくに算錢を中心として」（『鶴陵史学』三・四号）、好並隆司「湖北江陵鳳凰山西漢墓出土の十号墓竹木簡牘について」（『歴史学研究』四三六）永田前掲論文。
- ⑤ 永田前掲論文。
- ⑥ 「鄭里粟（廩）簿」には、戸数、口数及び能田（すなわち成年男女数）が記載されている。これを参照すると、一戸当りの口数は四・五人、成年男女数は二・七六人と算出できる。
- ⑦ 「筮」については、弘一氏は派遣あるいは征発の意味とする。裘錫圭氏は「徙」としている。前掲論文参照。
- ⑧ 山田勝芳「漢代の算と役」（『東北大学教養部紀要』二八）
- ⑨ 『統漢書』郡国志。
- ⑩ ここに言う「調」とは、「調達」あるいは「調度」の義であって、必ずしも税として取り立てることを意味しない。

（奈良女子大学文学部助教）

Family Labor in the *Han* Period 漢代

by

Sanae Ueda

The idea of 'fukêng-fuchi' 夫耕婦績 was a very old one and did not belong exclusively to the Confucian school. But in the *Han* period, with the rise of Confucian school, that ideology penetrated every section of society. And the ceremony of 'chieh t'ien-ch'ing sang' 藉田親桑, which made it an established manner, was initiated in the reign of *Emperor Wên* 文帝. That is, both emperor and empress set an example of the way of labor by themselves.

Since then, as sexual division of labor was established, man began to take the part of cultivation and woman of picking mulberry leaves, silkworm-raising, silk-reeling, weaving and sewing. Though we cannot find the case in which the silk produced by woman was collected as regular tax, the tax systems after the *Wei-Chin* 魏晉 periods were based on the 'fukêng-fuchi' idea, which means that *tsu* 租 was assigned to man and *tiao* 調 to woman.

The Calvinist Dominion in Ghent (1577-1584)

by

Hiroshi Kawaguchi

This subject may have been unpopular with most historians apart from Marxist historiography: up to the present the Calvinist dominion in question has been liable to be treated half-heartedly and negatively, especially on account of its religious radicalism, and estimated shortly as a episode during the Revolt of the Netherlands in the sixteenth century.

Characterized by the religious radicalism, however, it was the result of two heterogeneous tendencies: religious fanaticism and deep-seated intention of restoring the old regime. In this article more stress is laid on the latter component, that is, the intention leading to